

(第一類 第四号)

衆議院第十六回国会法務委員會議録第一号

昭和二十八年五月二十六日

錢治 良作君
田嶋 好文君
細迫 吉田 安君
花村 兼光君
四郎君 井伊 昌三君
誠一君

昭和二十八年五月二十七日(水曜日)
午前十時五十四分開議

卷之三

委員長 小林 錦春

理志吉田 安君 理事細迫
理事花村 四郎君 兼光君

押谷富三君
牧野實素君
福田喜東君
中村三之丞君

猪俣 浩三君
佐竹 晴記君
岡田 春夫君
井谷 正吉君

出席國務大臣

出席政府委員
法務政務次官 三浦寅之助君

檢事(矯正局長) 中尾 文策
法務事務官(入) 鈴木 一君
國管理局長

委員外の出席者

專門員 小木 貞一君

日の会議に付した事件

（内閣提出第三号）
外国人登録法の一部を改正する法律
（案 内閣提出第四号）

○中尾政府委員 少し専門にわたり過ぎまして、お耳ざわりかもしませんが、御理解をよく願うために、私から補足的な説明を申し上げることにいたします。

少年法によりまして、少年を保護処分に付しまして鑑別所に入れておるわけであります。が、数年前に少年の年齢を十八歳から二十歳に引き上げました際に、非常にその対象となりますとの如の、鑑別所に入れなければならぬ少年の数が激増いたしましたことと、それからそういう年齢の進みました者の中には、かなり狂暴な者がおりま

す。この二つの理由がございまして、鑑別所がござりますところの裁判所、つまり鑑別所は現在全国各都道府県に一箇所ずつございまして、四十九箇所ございますが、そういう地元のところでは鑑別所に入れるることは、これは当然であります。が、裁判所はその支部がございまして、鑑別所から遠隔の地にありますところの裁判所支部で、そういう少年事件を取扱います場合に、親護処分に付しようということになりますと、その激増した少年を本所まで相当時間をかけて連れて行かねばならないということになりますので、その場合に非常に職員の不足ということと、それから遠隔の地でありますために、一々遠い所に連れて行つて、また審理のために翌日連れて来るということをいたしますと、中には片道四時間も五時間もかかる所がありますので、非常に困るのです。それでやむを得ず一時そのものよりの地に拘置所がござりますから、わんぱくは句置支所といつまでもござりますところの期間を——これが切れますと同時にいろいろ処置を考えたのでございまして、それで四年院法、それから少年法というようなものを改正いたすことについたしまして、そしてよりの拘置所に一時入れました——これを代用鑑別所と申しておりますが、その代用鑑別所を廃止いたしましても支障が起らないように処置を考えたのであります。ところがその法律が参議院まで參りましたが、そこで成立しないうちに解散になつてしましましたので、四月一日からの処置といふことはそれなくなつたわけですが、それでようつておきますと、三月三十一日限りこの代用鑑別所がなくなるので、一寺選百状態に

大体これは出してしまわなければならぬ。あるいは非常に無理なことをして本所まで連れて行くとかいうようない方法を講じなければ、何とお处置ができないということになりましたので、とりあえず一箇月間の延長をお願いいたしまして、そして新しい法律が通るまで現在の処置を続けて行かなければならぬということことで、その延長の暫定処置をお願いしたわけですが、ますが、今回もやはりそれと同じ理由によりまして新しい法律が通りませんというと、現在代用鑑別所に入つておられます者が、代用鑑別所がなくなるということによりまして、やはり処置に困るということになるわけであります。従いましてまたもう一べん一箇月の延長をお願いしなければならぬことがあります。まだもう一つは、特別少年院のことです。さういふと、少年院もやはり急に少年がふえましたので、少年院を増設いたしておるのでござります。しかし、その少年院の増設が間に合いませんので、とりあえず少年の中で、収容上私たちが一番むづかしい経験を持つておりますところの特別少年、この特別少年に限りまして、少年刑務所の一部分に入ることを臨時に暫定的処置として今日まで続けて参つておるのでござりますが、これが二十八年度の予算で、特別少年院をつくりますところの予算是全部ちよだいしておりますので、その建築にかかります。しかしいろいろな関係からいたしまし

て、工事が未完成などころがありますので、今少年刑務所の一部の付設特別少年院に入つておりますところの少年を出してしまつということになりますと、また非常に困った事態が生じることになりますので、従つてやはりその特別少年院の建築が完成いたしますまでの間は、従来通り少年刑務所の一角に入れておりますところの付設特別少年院と、いう制度を存續させていただきたい。完成を待ちまして、ただちにそれをされるということにいたしますので、それでやはり現在のこの法を延ばすことをお認め願いたいというわけであります。もつともこの方は法律問題ではございませんで、建物の完成を待つておられるというだけのことございます。従つてこの方はもうどんどん建築いたしておりますので、臨時の処置さえ認めさせていただきますれば、少年をこの方へ移すということは滞りなくできることがあります。

もう一つは、それに付隨して起る問題でございます。医療少年院といふものがありますて、この医療少年院は、この少年院法をつくりましたときは男の少年と女の少年を区別して別々の少年院に入れるというような規定になつております。しかしこれは設備の点あるいは収容人員の点から申しまして、女

の少年と男の少年を全般的に全部わけられるということ是非常に無理がござりますので、現在のところはわけているところもございますが、しかし大体同じようになつて、ある部分に女を入れて、

ある部分に男を入れるというよつたな処置をとつております。しかしこの處置を本年三月末までの臨時的処置といなしておりましたが、しかしその後もいろいろな国家財政の事情などから考案まして、また実際私たちがやつてみた結果によりまして、必ずしもそんなに厳格にわけてしまわなくともいい。むろろいいお医者、いい設備といつようなものを共通に使わせるためには、現在のようなどころを維持してよいような気がするというよつなわけでござりますので、医療少年院に限りましては、男女を完全に独立させた少年院に収容するという制度を必ずしも厳守しなくともいいということにいたしました。ということを考えているわけでござります。このことは別にただいま急いで少年をあちらに移したり、こちらに移したりするというよつなことはございませんが、とにかく現在そういう制度にいたしておりますので、三月三十一日でその効果がなくなつてしまいますが、やはりまたあちらに持つて行つたり、こちらに持つて行つたりしなければならぬということになるわけであります。あわせてこの点につきましても臨時的な措置で、本法が成立いたしますまでの間お認め願いたいということです、こういうふうな法律が出たわけですから、以上御説明申し上げました。が、下十分な点がありましたら、またあとでつけ加えることにいたします。て、説明はこれだけにいたします。

外国人登録法は講和発効後、わが國の法律として出発いたしたのであります。内容をそれべて改訂いたしまして、新しい外国人登録法が講和条約発効とともに出発いたしました。その外国人登録法の主眼といたしますところは、日本に約六十万おりまする外国人の所在をはつきりいたし、また年齢、性別、その他その本人であることを確認する。それによつてわが國のその外国人に対する保護を全うしたいといふ趣旨のもとに外国人に登録をさせでおるわけであります。

その登録の方法は、日本人につきましては戸籍であるとか居住證明であるとかいろいろな方法がございませんが、外国人にはそれがございませんので、それを外国人登録ということでお各市町村で扱わしておるわけでござります。その外国人を登録いたしまして、各人に登録証明書というものを交付いたします。ちょうどバス・ポート小さくいたしたようなものでござりますが、これを各人に登録をした証明に渡すわけであります。それを持つておられますれば、成規に日本に滞在していふということがはつきりいたしまして、國家の保護がこれに加えられるということになるわけであります。従来往々にしてこの外国人登録証明書を偽造いたしまして、不正にこういうものの行使している人たちが相当おつたのでござります。

そこで何とかこの偽造、変造を防止したいといふので、それにもちろん写真を張りまして、本人であることを確認いたす方法がござりますが、その

ほかの方針としたまして、指紋をとることが一番偽造、変造を防ぐのにいいのではないかという観点で、新しい外国人登録法におきましては、指紋をとるということを規定いたしたのでございます。

しかしながらわが国におきましてはまだ指紋といふものは——犯罪検査の面においては指紋制度が採用されておりますが、住民登録といふような一般の方面にはまだ指紋は実施されておりません。そこで特に東洋の外国人につきましては、指紋制度がまだ十分納得をされておらない現状におきまして、いきなり登録に際してこの指紋をとることが可能であろうという見込みのもとに、新しい登録法におきましては、平和条約発効後一年以内に実施をするとして、一年猶予を置きました。一年の間に啓蒙宣伝すれば、指紋をとることが可能であるという見込みのもとに、新しく登録法におきましては、平和条約発効後一年以内に実施をするとということになつておつたのでござります。

ところが昨日お手元に外国人の登録の統計表をお渡し申してござりますが、これをごらんいただきますとわかりますように、これは二月末の統計でございますが、総計におきましてもよう六十万と四十五名、これが成規の登録をいたしておる数字でございますが、この六十万四十五名のうちで、第一ページの最後の欄に朝鮮、韓国といふ二つの欄がございまして、これを合せますと、五十四万になるのであります。いわゆる朝鮮人の本邦におきますが、特にこの登録ということにつきま

して、非常に切実なる関心を持つておられまして、御承知のように強制送還事件というようなことで、よつちゅうおわかれ／＼のところに陳情いたしております。この登録にあたりまして、実は昨年の十月の二十八日に、新しい登録法に基きまして、新しい登録証明書を渡すという一齊切りかえをいたしましたのであります。この際に指紋事件以後の昨年の情勢は、指紋をとるということが、特に九割に及ぶ朝鮮の人たちに對して、何か犯罪人扱いにされるのではないかというような特別な疑惑を与えるというおそれもございまして、指紋をとることが、かえつてこの登録自体の一齊切りかえを行いますのに、非常な支障があるのでないかと、いうことで、またその当時におきましては、この登録の事務を扱います各市町村、それを統轄されます県知事、知事会議におきましても、問題がございまして、当時の政府当局にほとんど決議をもつて、指紋制度は、この登録切りかえのときにやつてくれるなどという強い御意見もあつたのでございました。昨年の情勢から申しまして、まだ十分徹底理解をされておらない指紋制度を强行することがどうであるか、その実施の時期につきましては、慎重に考慮しようとして、一番時期としては適切であつた十月二十八日には、採用しないということに決定を見たのであります。

に一年間これを延期していただきたいということでおきましては、前国会に提案をいたしたのあります。不幸にして衆議院が解散になりましたして、この法案は衆議院におきましては、委員会の全会一致をもつて御決議が願えたのであります。が、参議院に行く前に解散になりましたして、一應成立いたしません。従いましてこのままにおきますれば、四月十八日まで参りますとすぐ指紋をとらなければならぬ。そして無用の摩擦をここに生じさせなければならないということで、これはちょうど今年の正月には李承晩大統領が日本に訪問をされまして、日韓会談がやや停頓しておりますのが、これはちょうど今年の正月には李承晩大統領が日本に訪問をされまして、日韓会談がやや停頓しておりますのが、活を入れられまして、日韓会談が早急に始まるという時期でもござります。従いまして理解を伴わない指紋制度を強制するということによりまして、無用の摩擦、混乱が起きることが予想され、ひいては好転を期待されておりました日韓会談の出発をくじくというようなことがあつてはいけないというので、どうか指紋制度は延ばしてほしいというのでござります。この状態が現在おきましては、さらに強まつたと申しますが、現に日韓会談が交渉中でございまして、すでに数回韓國側とも会談をいたしております現状におきましては、現在におきましてこの法案が成立しないために、指紋制度を強制するという危険がございますので、どうか指紋制度を行う時期につきまして慎重なる考慮を払いたいという意味におきまして、さらに来年の四月二十七日まで

○小林委員長 これにて説明は終ります。
一年間この実施を延期していただきたい。これが提案の趣旨でございます。

○細削委員　政府委員の補足説明によつておよそ明らかであります。政府の御答弁としてはつきり記録しておきたい意味もあります。あらためてお尋ねいたします。少年法の一部を改正する問題について、この代用鑑別所やあるいは代用特別少年院、これら代用物を解消するにはもちろん施設の完備が必要であります。とかくこれが延び延びになりがちで、いつもやすきにつきまして、根本的に少年法の趣旨を没却するような結果になることが多いのであります。これらの予算措置は十分にとられておりますか。

でもひうことになつておりますと、この方は、私たちの方の立場から申しますと十分とは申せませんが、相当大臣省でも好意ある態度で増員を認めて

くれておりますので、これも新予算が成立いたしますと、その分が増員にならざるわけであります。それからいま一つは、これはどうも事実上やむを得ないことでございまして、そのもよりの拘置所に一時かりに少年をとめることができます。裁判所の支部なんか相当距離の離れたところがござりますが、そういうことができるというような措置を講ずることになつております。と申しますのは、裁判所の支部なんか相当距離の離れたところがござりますが、そういうところで裁判所が少年を引受けましても、本所まで連れて来るにつきましては、交通機関の関係なんかでもつて、すぐそこでの日のうちに出发できないといふような場合が相當ござります。なおまた、一時とりあえず少年を入れてみたが、親を呼んだりなんかしてそこで処理できる場合があるかもしれないといふようなこともありますので、これは今の法律案では七十二時間ということになりましたしておとめおきを願うことになつておりますが、その時間の範囲内で一時拘置所にとめることができます。その場合は拘置所で特に区画した場所に入れる。これは代用鑑別所として入れるのではなくて、拘置所として入れるのだというような処置を考えております。この三つの方法でとりあえずの理想といたしましては、やはり相当収容数のあるところにつきましては

○細迫委員 直接の問題ではありませんが、これは法務大臣から御答弁を願いたいのです。同じく代用ものの解消に關することですが、代用監獄、つまり各地の警察署の留置場を代用監獄、拘置所でありますと、勾留期間中にいろいろな人権蹂躪が行わるのは、ここを舞台に行われるのが一番多い。しかもそれが実害ははなはだ人権蹂躪の結果であります。これが基本的な人権に関することでありまして、すみやかにこの置場においては許されないという実情にある。これは基本的な人権に關することでありまして、すみやかにこの代用監獄を解消しなければいけない。これに対する政府の御方針はいかがでありますか。

○細迫委員 直接の問題ではありませんが、これは法務大臣から御答弁を願いたいのです。同じく代用ものの解消に関するのですが、代用監

拘置所における勾留者に対する処遇と非常にかわつた、人権擁護の点からいえば憂うべき取扱いが行われておる。

一例を申せば読書を許さない。散歩なども許さないというようなこともあら。これら人権擁護の点から遺憾に思われるような問題について、すみやかにその処遇に対し当局から達しその他これを防止する措置を講じなければいけない。これらについての御意見を承りたい。

○大蔵國務大臣 根本方針はただいま申し上げた通りであります。遠隔の地においては中央からの意思の疏通しない場合があります。間々そういうことが起りがちであろうかとも思ひます。この前の国会でありますたが、參議院でもつてやはり讀書禁止の問題の質疑を受けまして、取調べました結果、禁止の処置が誤つておつたことを発見いたしましたので、即日達う指令を出して讀書をしてもらうことにしたことがあります。具体的な事實を承れば、誠意をもつて処置をいたしたいと思ひます。

○細迫委員 終ります。

○小林委員長 他に御質疑はありますか。——他に御質疑がなければ、二案に対する質疑はこれで終局いたします。

この際、お詫びいたします。両案はいずれも討論に付すべきであります。討論はこれを省略し、ただちに採決するに御異議はありませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○小林委員長 御異議なし」と認めます。討論はこれを省略し、ただちに採決いたします。

少年院法の一部を改正する法律案及

び外国人登録法の一部を改正する法律案、以上二案に賛成の諸君の御起立をえはるべき取扱いが行われておる。

〔総員起立〕

○小林委員長 起立総員。よつて二案は、いずれも可決すべきものと決しました。

この際、お詫びをいたします。ただいま議決いたしました各法律案に関する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任を願いたいと存します

が、御異議はありませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

次会は公報をもつてお知らせすることとし、本日はこれにて散会いたします。

午前十一時三十分散会

〔参考〕

少年院法の一部を改正する法律案

(内閣提出)に関する報告書

外国人登録法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

〔都合により別冊附録に掲載〕